

## 議会活性化特別委員会の中間報告（１） 平成30年9月21日

会議録より該当部分を抽出しここにアップ致します

それでは、日程1番、議会活性化特別委員会の中間報告についてを議題とします。  
お諮りします。

議会活性化特別委員会の中間報告を求めることについて御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀川季延君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

本案について、広陵町議会会議規則第46条第2項の規定により、委員会から報告書が提出されましたので、その内容について報告願うことといたします。

八尾議会活性化特別委員会委員長！

○議会活性化特別委員会委員長（八尾春雄君） 皆さん、おはようございます。読み上げて報告をいたします。少し長くなりましたので、早口になるところがあるかもしれませんが、滑舌をよくしてわかりやすい報告にできるよう努力いたします。

議会活性化特別委員会委員長 八尾春雄

### 中間報告書

去る3月22日、広陵町議会本会議において、下記のとおり議会活性化特別委員会の設置を決議した。

1. 設置の根拠 地方自治法第109条及び広陵町議会委員会条例第6条。
2. 設置の日 平成30年3月22日から平成31年3月議会閉会の日までの1年間とする。
3. 委員氏名 濱野直美、吉村眞弓美、吉村裕之（副委員長）、坂口友良、堀川季延、谷禎一、八尾春雄（委員長）。
4. 目的及び審議テーマ等議会活動の活性化を目指し、議会運営の方向を検討する。
  - ①議会報告会、議員討論会、政策立案の取り組みについて。
  - ②議員研修のあり方について。
  - ③タブレットの利用方法、議会中継の検討について。
  - ④議会BCP、防災マニュアルの作成について。
  - ⑤議会広報について。
  - ⑥議員定数、報酬、政務活動費のあり方について。
  - ⑦その他関連事項について。

以下、報告の本文を読み上げます。

はじめに。

広陵町が誕生してから60年を経過し、このことにより町議会も60年の歴史を持っている。言うまでもなく、議会は二元代表制の一方の側として、執行権は持たないが、町長に対する監視を行いながら、住民の意見を取りまとめ、住民と協議し、住民の利益を目的に活動を続けてきている。この取り組みについては「広陵町議会60年の歩み」に詳しい。今回、議会活性化のための特別委員会を設置した目的は、議会にかかわるいろいろな条例やルールを整備してきたが、ますますの活動の強化を図り、地方自治の本旨を発揮しようとするに尽きる。テーマは上記6項目と「関連事項」を加えた7項目を設定したが、議会の活性化のためにあらゆる角度から検討を加えようとするものである。そのため1年間という長期にわたり特別委員会の活動として位置づけられたものである。

**特別委員会設置から本日までの活動の概要は以下のとおりである。**

活性化委員会をスタートさせるに当たり、機動性を確保するために議員定数の半分を定員としているが、事の性格上全ての議員の関心事であるので、委員に選任されていない場合でも広く協力を求め、意見交流を活発にして議会としての次の行動を準備するように心がけた。

全員に対して「活性化とはどのようなことと考えているのか」「活性化のために何が必要か」とアンケート調査したのはその趣旨からである。その際、参考資料として、全国町村議会議長会が取りまとめた「地方議会の活性化に関する提言」を提示した。

4月23日には正副議長・議会運営委員長・活性化委員会正副委員長の5名による打ち合わせ会議を開き意見交換した後、活性化委員会の審議の方向性について議論をした。この中で議員全員を対象にしたアンケート調査の実施を申し合わせ、5月2日第1回目の会議でこれを確認した。

こうした取り組みの結果、今日までの到達点として、アンケート回答者が7名、委員会においてテーマを明らかにした報告者が6名、傍聴と発言を欠かさない議員が1名となり14名全員が何らかの活動に参加している。また議会基本条例という議会運営の総括的な条例を決定してから3年が経過し、その成果とともに問題点も明らかにすべき時期に差しかかっている。こうした状況下で活性化委員会での審議内容を次のとおり報告する。

**第1に、議会基本条例の進捗について吉村副委員長から報告があった。(6月1日第2回目の会議)**

広陵町議会基本条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実に向けて必要な議会運営の基本事項を定め、町民と話し合う機会を強化し、開かれた議会、討論する議会、行動する議会を信条に、町民参加型の地方議会へ制度改革を進めるとしている。施行後3年が経過する本条例が、議会の改革と活性化に役割を果たしているのか、条例に基づいた活動がなされているのか、当初の制定趣旨や意思が生かされているのかを「情報の共有と公開及び町民参加」と「政策立案、政策提案及び政策提言並びに政策討論会」とに大別して実施状況を確認した。情報の共有と公開及び町民参加について、議会報告会及び報告展を平成27年度2回、28年度3回、29年度1回開催し、活動状況や審議状況の説明と、来場さ

れた町民からの意見や相談、要望を聞くことができた。広報媒体の一つである「議会だより」は、広報編集委員が見やすくわかりやすい紙面づくりに努めるとともに議員の議案での賛否の公表、傍聴の呼びかけを行っている。また本会議、委員会の公開は実施できている。しかし、議会として町民との自由闊達な意見交換や話し合う場、町民提案の具現化など、町政への町民参加の機会創出はできなかつたのではないか。今後、報告会や意見交換会等の質・量ともに高められるよう、開催方法や内容充実を図る必要がある。なお、会議のインターネット配信の検討については進展していない。

また、行政側からの情報提供等に関しては、これまでの口頭説明、資料請求、情報公開請求に加え、議会基本条例において文書質問が可能となったが、文書のやりとりや意思疎通がスムーズに行えるよう、文書質問の手续やその方法について定めておく必要がある。

政策立案、政策提案及び政策提言並びに政策討論会について必要に応じ、意見書や決議文を提出している。しかし、条例案については、町長等の報酬減額修正案のみであった。各議員個人は必要に応じ、自発的・積極的に研修への参加、書籍購入、資料請求、勉強会や住民懇話を行っている。そのため議員個人が理事者等に対して政策提案や提言等は行っているが、議会としての効果的な動きまでにはつながっていない。また複数議員が理事者等に向け、同じ趣旨や方向性の質疑や提案等がある場合、連携することが行政側に対し効果的であるが、それらを調整する機会が必要である。今後、議員相互間の討議や広陵町議会政策討論会実施要綱をもとに政策討論会を実施し、議会として政策立案、政策提案及び政策提言につなげられるよう取り組む必要がある。

上記内容の実現のために、議会基本条例第19条において「議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の地方自治全般にかかわる調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする」と定めており、必要に応じた環境整備と人員配置により、議会事務局の体制整備の実現に力を入れることが大切である。

最後に、議会基本条例第22条（見直し等）の規定により、条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において条項ごとに検証・評価する会議を開催する必要がある。その結果をもとに本条例の目的（制定者意思）を果たすため、今後さらに議会活性化推進に向け必要な措置を講じることが求められる。また、その結果を住民に公表することも必要であると考えらる。

**第2に、委員長から平成28年6月議会から本年6月議会までの一般質問集計を報告した。（6月1日第2回目及び8月24日第5回目の会議）**

議会だよりに掲載しているテーマに限定しているが、9回の議会において70種類のテーマで251本の一般質問が出され、それぞれ答弁をいただいたことを確認した。当然のことながら、同じテーマであっても質問の趣旨が全く異なる場合もあるが、一致している場合もある。質問の多い分野は、①交通安全で16本、②給食（小中学校で）15本、③防災で13本、④子育てで12本、⑤公園で11本、⑥教育で11本（ただし、給食15本・学力テスト5本を含めると31本と群を抜いております）。

さらに議長から町長に依頼して、理事者が答弁をするための法令上の根拠や条例・計画・要綱などを教示していただくように申し入れた。今後の一般質問で何をどのように取り上げるのかを検討する際に、理事者側の指定した根拠法令・通達・計画・要綱などが重要になってくる。この取り組みを通じてこの教示により、質問と答弁がよりかみ合うことが期待できると信ずる。例えば、空き家問題なら「広陵町空家対策計画」が参考になる。

議員間で共通の趣旨で質問している場合には、今後、①条例を新設する、②既存条例の改定案を提案する、③計画や要綱などに取りまとめる、④全員協議会で意思統一を図るなどのアクションを起こすことを計画したい。テーマは共通だが異なった趣旨で質問している場合には、賛同する議員の協力を得て条例の新設や改定案の議員提案などが考えられる。議会は公開の場でこれを審議することになるので、議会内の討論がより活発になるということが期待される。こうした取り組みを通じて、平成31年3月議会に、この集計表を完成させて最終報告を行いたい。

### **第3に、谷委員と濱野委員から議会だよりに関する報告があった。(6月1日第2回目及び7月24日第4回目の会議)**

谷委員は広報編集委員長として活動し、濱野委員は7月10日全国町村議会議長会主催の広報研修に参加した成果を報告いただいた。谷委員は、議会だより100号を機に、議員の一般質問記事を半ページから1ページに拡大し、余白も意識した編集としていること、各議員の動きのある写真に変更し「見える議員・見える議会」を目標としているとの報告があった。そのための方針として、①全国議会広報クリニックに参加し添削を受ける、②一般質問1ページの確保、③委員会の窓の充実（賛否結果だけでなく委員会の協議内容を紹介する）、④住民目線で意見・考えを掲載する、⑤議会報告会を小規模に分散して、例えば、小学校区単位に議会の活動状況をリアルに説明するを掲げている。

もとより、議会だよりに関して、広陵町議会は広報編集委員会の体制を持っており、日々の具体的改善等は広報編集委員会で行われるべきものであることに異存はないので、活性化委員会で明らかにした議会だよりに関する意見はつぶさにこれを伝えて改善に役立てていただくこととしたい。さらに議会報告会については従来議会運営委員会が取り扱ってきており、引き続き議会運営委員会の取り組みに期待するものである。

濱野委員からは、議会だよりの添削結果の報告があり、これからの改善の方向が明らかにされたが、広陵町のことを全く御存じない方の添削であるので、これまでなら「これぐらいは住民は知っているはず」という前提がない分、初歩的で原則的な指摘となっており、わかりやすい。具体的には以下のとおりである。

まず表紙について、住民の方が表題を書かれているのはとてもいい、こういった住民参加型はつながりを感じる。つながりが感じられるテーマ、素材がないと振り向いてくれない。できれば表紙か背表紙に作者の紹介を載せるといい。写真もすごくよいが、一言コメントがあるととてもよい。また裏表紙に同じ写真が載っていることを説明しておくのがよい。目次は全部載せない、一部載せるだけでいい。「定例会の報告」だけでは内容がわから

ない。さらに賛成、反対討論を書いても改正の中身がわからないのでよくわからないのではないか。見出しの次に記事の概要を紹介するリード文がないため唐突な印象を受ける。全てを載せず絞って載せる必要がある。一般質問では全体を通して一問一答形式にする。言葉の説明不足が目立つ。写真にはキャプション（写真やイラストに添える簡潔な説明文）をつける。議会だよりの発行をきっかけに、インフルエンサー（他者や一般社会に大きな影響を及ぼす人）を起点に拡散、情報発信してもらうことを考えたい。拡散力：読後の展開の広さ、密着力：地元とのつながりの豊富さ、向上力：生活の質を高める意欲が明確になることが大事だ。「昨日移住してきた住民にもわかるような議会だよりの」が求められている。

#### **第4に、吉村眞弓美委員と坂口委員から、議会の提案でまちづくりに資するための方策について報告があった。（6月26日第3回目の会議）**

議会が二元代表制の一方の側であることは冒頭にも確認したとおりであるが、議会が果たして町に対する監視だけでよいのかという点は、議員誰も感じているところである。限られた情報と限られた人員の中で果たして何ができるのか、これだけは何とか議会が対応してはどうかとの提案を二人の委員から受けた。

吉村眞弓美委員は、議会改革の目的は、政策立案と行政監視の2本の柱で住民の福祉の増進にあると規定し、そのための方策として次の4項目の意見・提案を行っている。

①一般質問、②2035年の広陵町を展望した視察研修、この中で人口3区分を把握して政策課題を明らかにする、③議会の政策力の底上げ：委員会のシンクタンク化（シンクタンクとはさまざまな分野の専門家を集めて現状分析・未来予測・技術開発などを行い、企業や政府機関などに必要な知識や情報を提供する組織）、④議会事務局の強化、議員提案の政策や条例を検討するとき、法制チェックが必要となる。法制担当、財務担当及び企画担当を経験し、定年退職した職員を事務局で再任用してもらうこと等、専門的な知識経験を有する方を事務局へ迎えることで体制強化が図れる。政策提案するときに注意すべきポイントは「財源の裏づけを持たせられるか」ということである。これらの実行のための財源は、無用の政策廃止・ゼロ円予算・税外収入・国の補助金・税込拡大等がある。

一方、坂口委員は吉村委員の提案とは様相を異にし、住民目線の活性化は「議員がしかけていく政策によって社会に何らかの変化が生まれ一定の効用として認識された成果」を求めるとした。この視点で全国各地のまちづくりに当たった結果、島根県海士町・徳島県上勝町・徳島県神山町の3自治体を挙げ、特に広陵町に類似の課題を抱える神山町への関心を明らかにした。神山町では中間山地でありながら若者定住対策住宅補助、関西広域連合会議の開催、国際交流プロジェクト、移住者支援空家改修補助、地方創生サテライトオフィスなどに取り組んでいる。サテライトオフィスに至っては16社に及びこれを支援している。16社はいずれもIT企業で新しい人を町内に呼びこむ役割を果たしている。こうした目に見える改革が重要であると指摘している。

両者の意見提案で述べている事柄をどのように理解し、取り扱い具体化するのかが議会

にも町にも試されている課題ではないだろうか。

### 第5に、委員長から、議員報酬について及び政治倫理条例に関する報告を行った。(6月26日3回目の会議)

まず、議員報酬に関して、1)現状は月額29万円(ただし、議長37万7,000円、副議長31万9,000円)で旧額より期限を定めず30分の1をカットしている。2)県内15町の中では田原本町(月額32万円)に次いで2位であり、ある特別職報酬審議会委員の「県内最高額」発言は誤りであることを指摘した上で、3)町内住民の所得額との比較を試みるならば、①農業・靴下・プラスチック製造などの地場産業との比較、②大阪を初めとする大都市労働者との比較、③役場職員あるいは国家公務員・他の自治体(奈良県含む)の地方公務員との比較が必要であることを指摘した。

さらに、そもそも町会議員の収入は給与ではなく報酬であることの意味は、給与となれば常勤・非常勤を問わず、定型作業があり決裁事項があり上司との調整も含めた仕事をこなす必要があり、労働者としての権利も付与されるべきである。だが、報酬となれば一定の定型作業は定められているとしても、その本質は代議制に基づく住民からの委託事業というべきであって、労働時間を含めた定型の仕事は基本的にない特徴がある。幾つかの事例を挙げれば、1)議会、2)審議会等、3)視察研修、4)町内行事(学校等含む)への参加などがある。これらの実態を踏まえて、仮に議員報酬の額を「生活費プラス議員活動費」ということにした場合に整合性がとれるかどうかを吟味してみた。議会の任務でなく議員個人の任務ということになれば、これ以外に、1)生活相談、2)住民から協力要請がある事項等が加わり、その他任意の活動が加わる。(なお、この委員会は議会活性化が目的であり議員活性化は審議対象外)現職議員の収入をパターン化した場合には次のようになる。①議員報酬が事実上唯一の収入源になっている場合、②議員就任前は賃金労働者であったが休職手続をしている場合(就業規則で休職とすると定めている場合と休職することができる場合がある)及び退職した場合、③議員就任前は自営であったが休業あるいは規模縮小している場合、④議員就任後も賃金労働者&自営をそのまま継続している場合、⑤事業収入、賃貸料収入などがあり議員報酬を上回る場合等である。

さらに子育て中、家族の介護など家庭環境のことなどをどうするのかについても、結論は出せないが議論はしておく必要がある。現状は、子育てを終え、会社を退職して時間と金に比較的余裕のある者しか立候補できなくなっていないか。さらに女性の比率を高める手だてについても議論しておく必要があるのではないか。

以上の結果、議員報酬の額を「生活費プラス議員活動費」ということにした場合にかなりの矛盾が生ずることも事実であり、今後、有権者の意見をも踏まえた、議会での自主的な検討がさらに強められるべきであるとの結論に達した。

次に政治倫理条例について、平成9年12月議会で採択された条例であり、町長の提案でなく、議会が特別委員会を設け議員提出議案として処理したものであることを会議録によって確認した。平成9年12月8日広陵町政治倫理条例制定特別委員長報告(委員長は

林田議員)、同年12月18日広陵町政治倫理条例の制定について(質疑応答・採決)。採決では反対者も出た。この条例には「町長等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、第6条第1項に規定する広陵町政治倫理審査会に出席し、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」と規定しており、さらに町内で選挙権を有する者の50分の1以上の連署により、審査請求ができるものとなっており、政治倫理審査会に調査が付託される仕組みとなっている。

ところが、審査会委員を選任した事実もなければ、この結果、政治倫理審査会が条例制定後、一度も開催されていないことが今回の審議の中で明らかになった。驚くべきことである。条例で定めたことを守らないのであれば、条例を定めた意義をなくしてしまうこととなる。もともと議会が特別委員会を設置し協議して成立させている条例であるので議会が基本的な責任を果たすべきものであることは言うまでもない。

よって今般の平成30年度9月議会において所要の決議を行って事態を正常化させる必要がある。

#### **第6に、谷委員及び委員長から、政務活動費に関する報告を行った。(7月24日第4回目の会議)**

谷委員からはおおむね以下の意見が表明された。

政務活動費は各1議員当たり年間12万円を上限とされ、利用していない議員もあるが、総体的に考え、上げる必要がないとされるのはおかしい。12万円掛ける議員14名分、イコール168万円の活動費が一つの活動費枠として捉え、全議員が区別(12万円を上限額)なく利用できるものであれば、現状で利用されていないため、上げる必要がないとの理論は正とされるが、1議員12万円の枠が存在する以上、論理的に矛盾が生じる。政務活動費は地方議員の調査研究活動のため、各議員がみずから考えて支出する費用であって、「活動をしない」「明細書の作成がうっとうしい」「政務活動費は使わない」他の理由で利用しない議員と、議員活動を積極的に行うゆえに現状の金額では足りない議員があり、議会活動を活発にすることを目的とした本委員会では、上限枠を拡大することが必要と考える。各議員の考えで政務活動を行うもので、上限枠を拡大した上で、利用しない議員は使わなければよく、必要な議員は使用内容を明確にし、利用すべきと考える。

さらに、支給方法は先払いでなく後払いとし年次一括払いがよいこと、議会報告会の茶代や議員報告書のポスティング費用も対象に加えてはどうかとの意見表明があった。

委員長からは、まず現状がどのようになっているのかを政務活動費収支報告書(平成27から29年度までの3年間分)によって確認し、16名全員分、これは現職の14名に勇退された八代議員、それから竹村議員の2人を加えて16名になります。延べ42年度分の明細を把握した。特徴は以下のとおりとなっている。

1) 3カ年の上限は502万円で、請求額は228万円(45%)となった。残余の274万円は返還されている。2) 個別に見ていくと、満額請求は7回のみであり、反対に

請求なしが16回ある。2名は3回とも、4名は各自2回、勇退した2人も（各自1回）請求がない。政務活動を行わなかったのか、あるいは何らかの事情・位置づけの違いで請求を行わなかったのではないか。議会活性化のために政務活動費の増額を求める声があるのは事実だが、現状はむしろ未使用額の方が大きくなっており、増額を検討する状況にはない。3）請求のあった228万円の内訳を見ると、広報費96万円で42%、研修費57万円で25%、資料購入費56万円で24%の支出が突出している。これらで91%を占める。4）個別の請求で改善が求められること、あるいは議員間で協議が必要と思われる点を5点指摘した。①請求する予定がないなら交付も辞退するのがよいのか。むしろ政務活動費の意義を強調して積極的に活用するのがよいのではないか。②研修報告書の提出は現在義務づけていないが、要点を明らかにした報告書の提出を求めるべきではないか。写真添付があればなおよい。③申し合わせている基準に合致しない支出がないかどうか。例えば、議員活動報告を個人後援会名で行っている事例等があった。個人の報告に改める必要があることを指摘したところ、後日訂正の手続きがとられていることを確認した。④先払いをやめ、後払いがよいとの意見について。年1回では不合理なので、3カ月ごとに、あるいは月次で精算することを協議してはどうか。ただし、このことに伴って現金取り扱い実務が発生するので議会事務局との調整が必要になる。残高管理も必要になる。⑤報告書や受領書を町ホームページで閲覧できるようにアップせよとの意見があるがそろそろ結論を出したい。両者の意見で、後払い方式への変更は協議すること、金額の変更（増額）や対象範囲の拡大については意見一致を見ないので、この活性化委員会の報告とは別個に条例改定案の提案があれば議会での審議が進むことになる。

**第7に、笹井議員及び堀川委員から、タブレットの運用方法や使用規定について報告を行った。（6月26日第3回目の会議）**

議会のペーパーレス化をもくろみ、導入されたタブレットの運用と使用に関して、議員間でも議論が起きており、まず現状の運用実態について報告が行われた。笹井議員及び堀川委員からは、会議録、予算決算書などについてペーパーレス化が可能であるのかどうか、またそのようにすべきなのかどうかについて活性化委員会で意見をいただきたいとの提議があった。タブレットでは二つの文書を同時に見ることは可能であるが、三つの文書は不可能であることも指摘があった。この問題については活性化委員会での審議も必要だし、議長が全員懇談会などで議員全員の意向を確認することも必要ではないかとの意見が出された。さらにタブレットに送られたデータを個々に印刷は可能だが費用が発生していること、議員が勇退した場合には前任者の時代のデータは消去される見込みであることなど議論が出ている。

**第8に、吉村副委員長より先進自治体議会に対する視察研修について提案があった（8月24日第5回目の会議）**

他の委員、委員でない議員からも提案があり、慎重に検討した結果、下記のとおり、愛知県岩倉市議会を選考した。



理由でございます。早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会が作成した「議会改革度調査2017ランキング」において調査回答数1,318自治体中、総合18位（うち住民参加4位）である。ランキング上位のうち、府県議会や既視察地（大津市、会津若松市）は除いた。

議会報告会と意見交換会の実施、また条例、規則等の見直し作業など改革や活性化への実績がある。

行政視察受け入れ実績も多く、視察に対する議会側の態勢も整っている。また実際に視察に行かれた各議会（委員会）の研修報告を見ると岩倉市議会の取り組みが参考になっていることが伺える。平成29年度4件、28年度12件、27年度8件、26年度8件、25年度9件、24年度12件ということでございます。

ランキング上位の中で広陵町と近似する点が多く、取り組みが現実的で参考になると考えられる。面積が10.47平方キロメートル、人口が4万7,738人（1990年4万3,807人、2000年4万6,906人、2010年4万7,340人）、議員数が15人、地理関係では名古屋市のベッドタウン市街地と農地がある。学校数は小学校5校、中学校2校、県立高校1校、広陵町と全く同じでございます。

研修地として交通ルートが確保しやすく、費用も安価であり日帰りが可能である。

以上から、議会改革等の実績、視察受け入れ態勢、また広陵町と近い環境であり、かつ位置的に比較的容易に赴けることから、研修時間がある程度確保できると考えたため、岩倉市議会を候補先に挙げた。

なお、同委員よりあわせて、議会の改革や活性化への取り組みが議会のひとりよがりになっていないか、それらの活動について岩倉市民がどのように受けとめ、かつ住民にとってプラスの成果として作用しているのかなど、現地住民と意見交換や懇談する機会を設けてはどうかとの提案もなされており、研修テーマと段取りを進めているところである。

以上の結果、第9に今後の方針として、以下の課題が指摘されているところであり、9月25日第6回の活性化委員会において、今後の審議方針の検討を予定している。

①議員研修のあり方、②タブレットの活用方法、③議会中継の検討、④議会BCP、議会防災マニュアルの作成、⑤広陵町団体補助金適正化条例について、⑥入札にかかわる議案の採決の課題について、⑦その他議会にかかわる事項全般について。

活性化委員各位はもとより、委員ではない議員各位の御協力、さらには町の御協力も得て、来年3月議会において最終報告を予定していることを報告して中間報告とするものである。

以上でございます。

**議会活性化特別委員会の活動を平成31年(2019年)12月まで延長する**

**決定 平成31年3月20日**

○議長(堀川季延君)

次に、日程7番、委員会提出議案第1号、議会活性化特別委員会の活動期間延長についてを議題とします。

議会活性化特別委員会については、平成31年第1回広陵町議会定例会閉会の日までに活動を終えるよう期限をつけましたが、同委員会から会議規則第45条第2項の規定によって、平成31年第4回広陵町議会、いわゆる平成31年12月議会定例会閉会の日まで活動期間を延長されたいとの要求がありました。

お諮りします。

委員会の要求のとおり、期間を延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀川季延君) 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第1号、議会活性化特別委員会の活動期間を委員会の要求のとおり、平成31年第4回広陵町議会(平成31年12月議会)定例会閉会の日まで延長することに決定しました。

**議会活性化特別委員会最終報告 令和元年(2019年)12月議会予定**